

平成30年度東浦町保育園保育料見直しについて

保育所の運営費は保護者と公費で負担をしています。平成15年度まで、保護者は国の示す保育料基準に基づいて東浦町が設定した保育料を世帯の所得状況に応じて負担し、残りを国などが一定の割合で負担していました。しかし、平成16年度から公立保育所運営費について、国の負担が廃止され、普通交付税措置となりましたが、実際の運営費は、国の示す保育料基準額だけでは賄い切れていない現状もあります。

本町では、平成21年10月から兄弟同時入所2人目の保育料無料化事業を行っています。平成28年度には国による段階的な幼児教育の無償化に向けた取り組みとして多子世帯及びひとり親世帯等について、保育料の軽減を実施しています。また、平成29年度においても、低所得世帯及びひとり親世帯等の更なる軽減拡充も実施しています。そのため、本町独自の兄弟同時入所2人目の保育料無料化事業の継続について検討した結果、一部世帯を除き本事業を廃止することと判断しました。

今後におきましては、児童の将来の自立に向けた取り組みを支援するなど、従来の「親に対する支援」から子どもに視点を向けた「子ども支援」を施策、政策に取り入れてまいります。また、「親からの目線、子どもからの目線及び専門的な知見」のそれぞれの視点を活かし、地域の関係機関と連携し、子育て施策の支援を切れ目なく行うことで、より一層支援の充実を図りたいと考えております。

具体的には、保育料の軽減拡充、保育園の延長保育時間等の拡充、ひとり親家庭等支援事業、子育て世代包括支援センターの設置等を実施する予定です。

保護者の皆様には、ご負担をおかけすることになりますが、今回の保育料見直しの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、お願い致します。

1 実施内容

(1) 兄弟同時入所2人目の保育料を無料から半額に変更

町民税所得割課税額57,700円以上の多子世帯について第2子の保育料を半額とします。

(2) 兄弟同時入所2人目に対する保育料無償化の継続

町民税所得割課税額57,700円未満の多子世帯について、兄弟同時入所2人目の保育料無償化を継続します。

(3) 低所得世帯に対する保育料及び長時間保育料の軽減

町民税非課税世帯の第1子について、保育料及び長時間保育料を無料とします。

(4) ひとり親世帯等に対する保育料及び長時間保育料の軽減

町民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等について、第1子の保育料及び長時間保育料を無料とします。

2 適用時期

平成30年4月1日から適用します。